

「障がい者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立を受けての、今後の障害者福祉サービスの充実に向けての声明

本日、現行の障害者自立支援法から、現在、政府の障がい者制度改革推進会議ならびに同総合福祉部会で、議論されている新たな総合福祉法(仮称)の実現までのつなぎ法案である、「障がい者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が国会の審議を経て成立したことに関係団体として、心より感謝いたします。

新しい総合福祉法の制定までに、現行の障害者自立支援法の下で多くの障害のある人たちが、様々な課題や問題に直面している実態があり、そのための暫定的な対応として、今回の法律は、障害者の福祉に関わる当事者や家族、関係者にとって待ち望まれたものでした。特に発達障害者が、発達障害者支援法の成立(2004.12.3)以降、やっと障害者福祉サービスのなかに明記されたことは画期的なことです。今後、「谷間」のない、支援が必要な人に適切な配慮が提供されるように、新しい総合福祉法がよりよいものになるよう、さらに関係団体で協力していくことが必要です。

以下のような、今回成立した法律に描かれた支援が全国すべてで充実することを関係団体として要望していきます。

福祉サービスの対象に発達障害等が明確化されます。

福祉サービスの対象として明確でなかった発達障害等が明文化され、全国どの市町村でも支援が受けられます。

○利用者負担が応能負担化されます。

現在の負担軽減措置が恒久化され、応能負担が原則となります。

○グループホーム・ケアホームへの家賃等に対する助成制度が創設されます。

グループホーム・ケアホームは、地域での欠かすことができない暮らしの場となっています。現在、その家賃等が重い負担となっていますが、この負担を軽減する助成制度が創設され、より多くの人が地域で生活できるようになります。

○障害児の発達支援・家族支援が強化されます。

障害種別にかかわらず身近な障害児施設を利用できるとともに、障害児施設の発達支援の専門スタッフが保育所等を訪問し、支援する仕組みもできます。また、放課後等デイサービス事業が制度化されます。

○相談支援体制などが強化されます。

障害福祉サービスをより受けやすくするための相談支援事業の充実と地域自立支援協議会の基盤整備が図られます。

(特活)全国地域生活支援ネットワーク代表 田中正博

(社福)全日本手をつなぐ育成会理事長 副島宏克

(財団)日本知的障害者福祉協会会長 中原 強

日本発達障害ネットワーク代表 市川宏伸